

# 応急危険度判定（赤紙・黄紙・青紙）は、 いま、家に立ち入ることができるか を判定するものです。

**注意！全く別のものです**

**応急危険度判定**

**危険**

UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です  
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後して下さい

建築物名称  
法記:

整理番号  
判定日時 月 日 午前・午後 時現在

応急対策本部 専任

**要注意**

LIMITED ENTRY

◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい  
◆応急的に補修する場合には専門家にご相談下さい

建築物名称  
法記:

整理番号  
判定日時 月 日 午前・午後 時現在

応急対策本部 専任

**調査済**

INSPECTED

◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます  
◆建築物は使用可能です

建築物名称  
法記:

整理番号  
判定日時 月 日 午前・午後 時現在

応急対策本部 専任

**り災証明**

罹災証明書

被害住所			
被害者氏名			
罹災原因	年 月 日	時	による
被災位置の所在地			
被害の程度			
備考			

上記のとおり、正確なことを証明します。

年 月 日

〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇番

「いま、家に立ち入ることができるか」を判定するだけのもので、「危険」と貼られていても、「再使用不能」、あるいは「解体せよ」という意味ではありません。

被害の程度を市町村が証明するもので、各種被災者支援策の判断材料として活用されます。



- 応急危険度判定は、被災の程度（全壊・半壊など）を判定するものでも解体・補修を判定するものでもありません。
- 被災の程度を判定する被害調査は別に行われ、その結果によって「り災証明」が発行されます。
- 家を片付ける前に被災した状況を写真に撮っておきましょう。後の被害判定の時に役立ちます。
- 「危険」の紙が貼られた建物に入る前には、建築士など専門家に相談して下さい。